

令和元年

第9回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和元年 11 月 28 日
至 令和元年 11 月 28 日

飯 舘 村 議 会

令和元年第9回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	11. 28	木	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和元年 11月28日

令和元年 第9回 飯舘村議会臨時会 会議録 (第1号)

令和元年第9回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年11月28日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和元年11月28日 午前11時00分				
	閉議	令和元年11月28日 午後 0時04分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 欠公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	△	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	△
	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年11月28日（木）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第103号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第104号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第105号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第106号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第107号 令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第108号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第109号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第110号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第111号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第9回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件5件、条例案件4件、計9件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が10月24日に広報編集のため、開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和元年9月・10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第103号から議案第111号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに令和元年第9回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、福島県人事委員会の勧告に準じて職員の給与等の改定を行う必要が生じたのでご承認いただきたく、招集をしたものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明を申し上げます。

議案第103号は、令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）であります。これまでの予算に2,814万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を179億2,958万4,000円としたところであります。

歳出の主な内容は、福島県人事委員会の勧告に準じて職員の給与等の改定を行う必要が生じたので、一般職の給料及び諸手当等、議員及び特別職の期末手当の所要額を補正するものであります。なお、この財源としては、繰越金を充てております。

議案第104号は、令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。これまでの予算に1万4,000円を増額いたしまして、総額を12億301万8,000円といたしました。

議案第105号は、令和元年度飯舘村簡易水道事業勘定特別会計補正予算（第5号）であります。既定予算に47万8,000円を増額いたしまして、総額を4億1,622万1,000円といたしました。

議案第106号は、令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。これまでの予算に39万9,000円を増額いたしまして、総額を11億8,121万6,000円といたすものです。

議案第107号は、令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。これまでの予算に47万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を6,686万円としたところであります。

議案第108号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、福島県人事委員会の勧告に準じて、職員の給与等の改定を行うものでございます。

議案第109号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正も、福島県人事委員会の勧告に準じて、任期付職員の給与等の改定を行うものであります。

議案第110号は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正も、福島県人事委員会の勧告に準じて、議会議員の特別給を0.05月分引き上げる改定を行うものであります。

議案第111号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正も、福島県人事委員会の勧告に準じて、村長など特別職の特別給を0.05月分引き上げる改定を行うものであります。

以上が、本日提案いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時09分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◎日程第4、議案第103号 令和元年度飯館村一般会計補正予算（第7号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第103号令和元年度飯館村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 補正予算、県人事委員会勧告に基づくものの中で、災害見舞金100万円とありますけれども、鹿沼市へということで、説明の中でもあったんですが、人的支援あった自治体というお話で、そのほかにも人的支援受けている市町村はありますので、今後そういう地域で災害あった場合はこういう措置をこれからもとるとということなのか。金額もいただいていたのでという話で、100万円もらっていたから100万円返すのか、今回飯館そのものも13億円とか何億円とかって被害があるわけです。床上も床下浸水もあるわけですが、この辺の基準というのをそのとき、そのときで対応されるということなのかどうか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） そのとき、そのときではありません。ご存知のように、震災に遭ったときに、いわゆる臨時的に避難をしたいという方は避難をしていただくようにということで、鹿沼市に約550人ぐらい、1カ月半以上でしたかお世話になったというのがあります。そして、そのつながりで人も配置してもらいましたが、鹿沼市長さんが何度も飯館村に訪れて、その都度その都度現金を持ってきていただいたと、そういう特別な関係がありましたので、今回鹿沼市もかなりの被害のようですので、こちらにも被害がありましたよという話ではないんじゃないかということで、今回100万円を見舞金として計上させていただいたこととあります。ですから、あちこちの自治体から職員派遣というのがありますが、それに対して何かそこがあったからまた義援金ということはないということで、考えていただければと思います。

ただ、いわゆる募金でということ、これからもあるかもしれませんし、これまでもいろいろなところで、「美しい村連合」とかというのがありますし、いろいろなことがあります。予算をとってというのは今回鹿沼市という特別なところとありますので、ご理解いただければというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） そういう避難先でもあったということなのですが、この間の台風被害、村の実態報告いただきましたけれども、その後追加された部分とかはきょうの資料としては出てこないんですけれども、出していただけるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 先だって全協のほうに、速報で被害の概要をお出しさせていただきました。広報の12月号にも、被害の概要を載せております。ただ、今現在の被害の取りま

とめというのは大分進んで、現在査定しているものもございますから、村単の事業などございますので、最終的な数字はまとまっておりますが、現段階でまとまった数字はあると思いますので、後ほど請求あれば議会のほうにお示ししたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第104号 令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第104号令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第105号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第105号令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第106号 令和元年度介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第106号令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第107号 令和元年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第107号令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第108号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第108号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） いつもこういう給与等の改正のときに思っていたんですが、この資料ナンバー1の3ページから職務の級、1級から6級まで、あとは号給が1から125号給まであるわけですがけれども、級がどういうものであって、号給の進み方がどういう形で進んでいくのか、その辺の説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 資料ナンバー1の3ページの給料表、いわゆる給料表と呼んでいる表ですね。これの職務の級、あと号給の説明ということでございます。

まず3ページの表をごらんいただきますと、一番上のところですね、1級から6級まで

ございます。これは、どういった格付といいますか内容かと申し上げますと、これは初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則というので定めております。わかりやすいように申し上げますと、まず1級は主事という職名になります。いろいろありますけれども、保育教諭とか技師とかありますが、わかりやすいものだけ申し上げますと1級が主事、2級は副主査、3級は主査、あと4級はこれは主任主査という職階になる。ですから、係長級ですね。「主任主査兼何々係長」というのがあると思いますが、4級は係長・主任主査ですね。5級が課長級です。いろいろ議会事務局長とか「何々局長」もありますが、5級が課長の級になります。6級はこれは参事、「参事兼何々課長」とかありますが、総務課長と参事が6級になります。

あと号給のほうは、これ1からずっとありますけれども、例えばの号給ですね、初任給で1級の10のところに格付になった。これ15万9,700円というところですけども、ここに来たときには次の年は4つここから上がります。だから、11、12、13、14、2年目は1級の14、16万5,300円のところに行くというような格付をしております。ただ課長級になると、普通の職員は4つ上がるんですが、3号級だけ上がるものでございます。なおかつ55歳になった方は2つしか上がらなくなります。だから、10のところから11、12と、55歳越えた方は11、12と2段しか上がらなくなるというような内容で現在職員の格付を行っておるところでございます。

7番(佐藤八郎君) この今回の勧告が出された根拠といいますか、そういう意味では物価高、特に通勤・家賃・電気料などの値上げはどういうふうに対応されたものになっているのか。あとは、職員組合との協議はされたのか。あとは、県人事委員会の改正勧告の趣旨からして今回、今の生活実態にきちんと意を用いたものになっているのか。

あとは、きょう条例として出されているのは公務員と議員という流れなんですけれども、飯館村における一般労働者、特に役場の管理者とか宿直とか、村全体の労働者の関係ではどういふふうに影響されるのか、伺っておきます。

総務課長(高橋正文君) 今、4つほどご質問をいただいたわけでありましたが、まずはこの引き上げの物価とか社会情勢ですか、それは勘案しているのかということではありますが、これは人事院については主に民間企業の給料ベースに基づく積算をしております。民間の企業の給料が若干公務員給料より高いということになれば、引き上げの勧告が出るということでもあります。

その民間企業の給料については、当然社会情勢とか物価が上がれば、あと景気ですか、それによって民間の給与が上がれば上がるということでもありますので、おのずと物価なんかも反映をされているという勧告の内容になっているというふうに考えております。

また、2点目の組合とはどういう交渉になっているんだということではありますが、組合との交渉は正式には持っておりませんが、組合の幹部とは人勧の完全実施をお願いするという内容でございましたので、そのとおり完全実施をしたということでもあります。

あと、他の労働者の賃金はどうかということではありますが、これは今回の人勧については公務員給与のみをやっておりますが、県の人夫賃の単価等はこれから出てまいりますけれども、それについてもこのような社会情勢等を勘案した人夫賃金となると考えてご

ざいます。これからになります。そのような内容が盛り込まれると考えております。

副村長（門馬伸市君） 多分役場職員以外の生活の実態ということだと思いますが、役場職員に準じて民間の生活実態はどうかということだと思いますが、それぞれ企業も業種別によっても違うようでありまして、業種で言えば菊池製作所とかハヤシ製作所とか製造業関係と、あるいは個人経営もあります。それから、土木業界ですかね。そういう建設業関係ですか、そういう業界もありますが、今のところ地元の民間の方からお聞きしているのは、物価というんですかね、工事関係の人夫賃であるとか、そういうのが結構高騰してまして、人手不足の話は聞いております。これが、いつまでも人件費が上がっていくということではないと思いますが、今は大体1万円の日当というんですかね、土建業者なんかは1万円から1万3,000円ぐらい、技術者は別ですよ。そういう単価のような話も聞いているところであります。

民間の製造業なんかですと、これも業種によっては高いところもあれば低いところもあるということですから、一概には言えませんが、ここ三、四年の動向を見ますと、やはり賃金が少しずつ上昇しているという実態のようでありまして。据え置き企業もあるようでありまして、実態は毎年上がっているようでありまして。ですので、飯舘村に限らず公務員と民間との差というのはそれぞれ、今「公務員はいいね」と言われますけれども、実態はそんなに公務員が突出して給料が高いということではないと思います。

今回は、福島県ですからね。国家公務員に準じているわけではなくて、福島県の人事委員会が福島県内の民間企業の調査を数百社多分やっていると思うんですが、その中で公務員の今回の県職員を含めた勧告をしているわけでありまして、そういった意味では福島県内の公務員が特別民間に比べて高いということはないと思いますし、先ほど総務課長も説明しましたが、今若手の給与ベースを上げている。しかし、40代以降の職員にはほとんど昇給の額が二、三百円の話です。ですので、中堅職員から前の若手の職員が不足しているということもあって、初任給の引き上げと、あと35歳ぐらいまでの若手職員の引き上げを重点にしているということであって、その他の職種については民間よりも極端に高いということはないと思います。

飯舘村に限って言えば、差があるんじゃないのという話があるかもしれませんが、多分公務員の賃金、給与ベースに合わせて民間も引き上げ、それをしているという例もあるやに聞いていますが、全く同じではないと思います。少なからず公務員の給与のベースが地域全体に少しずつ波及しているということは、今までの実績からは間違いのないのかなと、こんなふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 県の最低賃金も、従って上がるというふうに理解していいのか。今、副村長が言われる村内の労働者にとっても、実際今示したような賃金はもらっている人を余り聞いたことないんですけども、ほとんど据え置きか何かでね。そういう意味では、最低賃金そのものが東京ぐらいに上がれば、それに合わさるんでしょうけれども、200円ぐらいの差があるとなかなか反映しないのかなと思いますけれども。

今副村長が最後に言われたように、徐々にこのことが知らされていけば上がる可能性があるということで、村内で働く人なり村外に出て働く人も賃金アップになるのではないかと

と聞きましたけれども、そんなような状況ですかね。

副村長（門馬伸市君） 最低賃金、全国的に都市部と地方ではかなりの差があつて、多分福島県は800円にならなくて790円台で、東京は1,000円ということですから、200円以上の差が出ている。ただ、地方の最低賃金それぞれ違いますけれども、今の800円近くに上がって大変だということも結構あるやに聞いています。時給が上がって、なかなか経営的に成り立たない。

コンビニなんかも、人手不足というのもありますけれども、時給がどんどん上がって対応できないというのも聞いていますから、そういった意味では青天井ではないんですが、うなぎ登りに底上げがどんどんどんどんいけば、働いている人はいいのかもしれませんが、一方で経営者からすれば経営が成り立たなくなつて、ということになりますとどうしても最低賃金以上の給料を払えるところと払えないところの格差が出ているのが現状ではないのかなと、こんなふうに思っていますが、村の場合はすぐに公務員が上がったから民間に移行するということには、今までの例だと若干は上がるとは聞いていますが、イコールにはならないというのはご存知のとおりであります。

ですので、最低賃金の話になりましたけれども、それが少しずつ上がるのところと、大幅に都会のように上がるのところと二段になっていますから、福島県の場合は多分今の800円ちょっと下ですけれども、それでも経営者、零細・中小企業は大変だと思いますが、そういうところだけを見るのではなくて、公務員の場合は全体的に見ていますから、平均をとって今回の勧告になっていますから、その辺はご理解いただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第109号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第109号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第110号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第110号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第111号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第111号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派

遣うことに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第9回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後0時04分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月28日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎